

## 白鷗大学鷗友会準会員プロジェクト支援規程

### (目的)

第1条 本規程は、白鷗大学鷗友会（以下「本会」という。）が、本会準会員（以下「準会員」という。）による自主的かつ意義あるプロジェクト活動を支援することにより、本会の目的達成に資する活動の推進を図ることを目的とする。

### (支援の名称)

第2条 本規程に基づく支援は、「鷗友会準会員プロジェクト支援」（以下「本支援」という。）と称する。

### (支援対象)

第3条 本支援の対象は、次に掲げる要件を満たすプロジェクトとする。

- (1) 準会員が主体的に企画し運営するものであること。
- (2) 当該プロジェクトの目的および内容が、本会の会則に適合するものであること。

### (申請資格)

第4条 本支援に申請できる者は、申請時点および当該プロジェクトの実施予定日において、白鷗大学の準会員である者とする。

### (申請手続)

第5条 本支援の申請を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に必要事項を記入のうえ、所定の期限までに本会に提出しなければならない。

### (審査および決定)

第6条 本会に提出された申請書については、鷗友会理事会において審査を行い、支援の可否および支援内容を決定する。

### (支援の内容)

第7条 本支援は、プロジェクトの実施に必要な支援を行うものであり、その内容は、金銭による補助のほか、物品の貸与・提供、人的支援その他必要と認められるものを含む。

2 支援の具体的内容、金額および方法等は、鷗友会理事会において決定する。

### (取材協力)

第8条 取材協力については、別に定める規程に準じて対応するものとする。

(報告義務)

第9条 支援を受けた準会員は、プロジェクト終了後、所定の期限までに活動報告書等を本会に提出しなければならない。

(準 拠)

第10条 本規程に定めのない事項については、必要に応じて鷗友会理事会が定める。

附 則 この規程は、令和7年7月12日より施行する。